令和 元年 8 月 25 日

栃木県教育委員会

教育長　荒川様

那須雪崩生徒遺族　奥 公輝の父

奥 勝

登山実施結果に関する質問書

那須雪崩遭難事故遺族の奥です。

先日は拙宅に弔問にお越しいただきありがとうございました。また、6 月 30 日には遺族会にお越しいただきありがとうございました。その際にお願いいたしました初任者研修の件ともう 1 点の件、登山結果に虚偽報告があった場合の対処ですが、その後進捗はいかがでしょうか。

どのように検討し、いつ頃回答いただけるかだけでも連絡いただければとメールで学校安全課に投げかけましたが、何の反応もなく無視を決め込まれました。そのため、本意ではありませんが、荒川教育長に質問書という形で直接質問させていただきます。無視されるという対応は、県教委との関係を改善しようとする私たちの思いを踏みにじるものだと感じ、未だ誠実な対応を頂けない現状を悲しく思います。

平成 22 年の雪崩事故は、「県高体連や県教育委員会に報告すべき重大な事故であった」と事故の検証委員会に指摘されており、この事故が顧問教員らによって隠ぺいされたことは那須雪崩事故発生の大きな要因の一つと考えられます。しかし事故を隠ぺいした顧問教員らにはなんら指導･処分は下されておらず、今後このような隠ぺいがあった場合の対処も未だ明確にはなっていません。

これまでの対応からは栃木県教育委員会は今後もこのような事故の隠ぺいを容認するつもりなのだと読み取ることができます。事故を反省し、事故の隠ぺいを容認しないつもりなのであれば、今後どのように対処し、顧問教員らをどのように律するつもりなのか、筋の通った対処と説明をお願いいたします。

教育長のお考えと栃木県教育委員会の対処についてお知らせください。
9 月 5 日までにメールおよび郵送にてご回答いただくようお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

質問

質問１

山岳部顧問が、登山実施結果の報告を怠ったり、ルート、天候、ヒヤリハットなどについて虚偽の記載をすることをどのように防止すべきでしょうか。

教育長のお考えを教えてください。

質問２

平成 22 年の雪崩事故のような顧問教員による事故の隠ぺいが再度あった場合、今後どのような対処がなされるでしょうか。

栃木県教育委員会としての対処･処置を教えてください。

質問３

平成 22 年の雪崩事故の隠ぺいや、積雪が 20cm あった山を「秋山」とするような虚偽報告は、顧問教員に対する何かしらのペナルティがないと防げないと考えられます。
今後どのようなペナルティを科して隠ぺいや虚偽報告を防ぐつもりなのか、教育長のお考えと栃木県教育委員会の対処と計画を教えてください。

質問書提出に至った経緯

平成 22 年の雪崩事故が隠ぺいされたことが、那須雪崩事故発生の大きな要因であったと考えられます。検証委員会においてもその点が指摘されているにも関わらず、その点に対する対処が再発防止策には何も盛り込まれていません。

事故を繰り返さないため、隠ぺいや虚偽報告を防ぐための施策が必要であると考え、2019 年 6 月 24 日付のメールで、学校安全課に以下の要望をいたしました。

> 登山実施結果の報告を忘れたり、ルート、天候、ヒヤリハットなどについて虚偽の記載をした場合の罰則を定めてください。
> 虚偽報告を防ぐための方策です。
>
> 「引率教員の引率資格 1 年間停止」、「該当学校の登山計画審査の半年間停止」などが考えられるかと思います。
>
> 要望に対する回答を教育長の印のある文書で 6 月 30 日にご提示ください。
>
> **(2019 年 6 月 24 日付　遺族から県教委学校安全課職員へのメールより)**

そして、2019 年 6 月 30 日の那須雪崩事故遺族･被害者の会の会合に教育長と学校安全課課長に出席いただき、この要望に対して以下の回答を書面で提出頂きました。

> 教員が報告を怠り、または虚偽の報告を行った場合には、「栃木県教職員懲戒処分基準(虚偽報告)」に基づき、指導･処分等の対象になります。
>
> **(令和元(2019)年 6 月 30 日付 遺族要望に対する教育長からの回答書類より)**

頂いた回答では虚偽記載や報告せずに事故を隠ぺいした場合には「指導･処分の対象になります」とあります。しかし、平成 22 年にあった雪崩事故は顧問教員らによって隠ぺいされ、報告されなかったにも関わらず、指導･処分の対象とはなっておりません。

その点を指摘し、今後どのように報告の怠りや虚偽記載を防止するのか、6 月 30 日の遺族会において教育長および学校安全課課長に問い掛けましたが、明確な回答はありませんでした。

「平成 29 年 3 月 27 日那須雪崩事故検証委員会」の最終報告書では、平成 22 年の雪崩事故について、「高体連や県教育委員会へ報告すべき重大な事故であったといえる。」と断罪されています。

> 7 年前の雪崩事故は、県高体連や県教育委員会へ報告すべき重大な事故であったといえる。
>
> **（那須雪崩事故検証委員会最終報告書　35 頁）**

その平成 22 年の雪崩事故隠ぺいについては、どのような処分を下すのか以前遺族会から栃木県教育委員会に質問させていただきました。
その回答は「処分事案にあてはまらないと判断しております。」というものでした。

> 平成 22 年の雪崩については、復命時に併せて報告すべきであったと考えますが、それをもって服務規定に抵触するものではないと考えており、当時の関係教職員については、処分事案にはあてはまらないと判断しております。
>
> **（「再調査の再度回答について（回答）」（平成 30 年 2 月 20 日スポ振第 539 号））**

検証委員会で「報告すべき重大な事故であった」と述べられ、那須雪崩事故発生の大きな要因であったと考えられる平成 22 年の雪崩事故の隠ぺいが処分事案にあてはまならないとすると、一体どのような事案が処分に該当するのでしょうか。実効性のある処分とはとても思えません。

頂いた回答と、この結果は、「登山実施結果の報告を求めるが、隠ぺいや虚偽記載があってもなんらペナルティはない。虚偽を記入したり、提出しなくても構わない。」という栃木県教育員会から顧問教員に向けたメッセージであると解釈できます。
栃木県教育委員会は今後も事故の隠ぺいを容認するつもりなのだと読み取れます。

実際、平成 22 年の雪崩事故が隠ぺいされた事実はありますし、他県ではありますが積雪 20cm の雪山を「冬山でなく秋山」と釈明して審査を受けずに登山するような教員もいます。顧問教員が隠ぺいや虚偽記載をしないとは言えないはずで、顧問教員らを律するための施策がないままでは実効性のある再発防止とはなり得ないでしょう。

検証委の長野県教諭

事前審査受けず雪上登山

「冬山でなく秋山」と釈明

8人死亡 那須雪崩事故

那須町で2017年3月、大田原高の生徒と教員計8人が死亡した雪崩事故で、事故の検証委員会委員を務めた長野県立高の山岳部顧問の男性教諭（58）が登山計画の事前審査を受けずに同部の生徒を雪上の登山活動へ引率したとして、同県教委が教諭を口頭で注意していたことが16日、同県教委への取材で分かった。同県教委は指針で、雪上での登山活動には事前審査が必要などと規定している。教諭は下野新聞社の取材に対し「冬山でなく秋山登山だった。今後は誤解を招かないよう、より慎重に登山を行う」と釈明した。

同県教委によると、同部は18年11月23、24の両日、北アルプスの燕岳（2763㍍）で登山を実施。教諭が計画して生徒を引率し、登山道の一部に雪があるなど中、山頂に登ったり、幕営をしたりした。

那須町の雪崩事故を受け、同県教委は17年10月に高校生の登山に関する安全指針を策定。「冬から春にかけて主に雪上で実施する登山活動」を行う学校に、同県高校体育連盟（高体連）登山専門部に登山計画書を事前に提出し、同専門部の審査を受けるよう求めていた。しかし教諭は計画書を提出せず、自校の校長の承認で登山を行った。

登山を知った同県教委は「外部チェックを受けず雪のある山に生徒を登らせた。あってはならないこと」として、教諭を口頭で注意したという。

下野新聞社の取材に対し教諭は「計画は冬山でなく秋山登山」として、審査は不要と捉えていたと説明した。一方で全国高体連登山専門部常任委員など同県内外の登山界の要職も務めており「立場上、丁寧に対応すべきだった」と話した。

雪崩事故で犠牲になった奥公輝さん＝当時（16）＝の父勝さん（47）は今回の教諭の対応を「規則を軽んじる風土が教育界にあると感じる」と受け止め「規則を守らせるための制度設計が必要だ」と指摘した。

本県の高校生の登山を巡っては、県教委が昨年12月、県立高の雪上活動を全面禁止する登山計画ガイドラインを策定している。

（手塚京治、石井賢俊）

真岡東中教諭を逮捕

少女とわいせつ行為疑い

栃木署など

栃木署と県警少年課は16日、児童買春・ポルノ禁止法違反の疑いで真岡市亀山、同市真岡東中教諭菅生貴大容疑者（43）を逮捕した。

逮捕容疑は昨年10月中旬ごろ、県内のホテルで県南在住、無職少女＝当時（16）＝が18歳未満と知りながら、現金数万円を渡してわいせつな行為をした疑い。

同署によると、2人は会員制交流サイト（SNS）を通して知り合ったという。同11月、少女を補導した際に発覚した。

同校によると、菅生容疑者は2015年4月、同校に赴任。1～3年生の技術を担当していたほか、17年度からは生徒指導主事も務めていた。

同市の田上富男教育長は「誠に遺憾。生徒の心のケアについては十分に対応し、教職員に対しても再度、綱紀の厳正を徹底していく」とコメントした。

那須塩原署

厚崎中の臨時教員逮捕

少女にみだらな行為容疑

少年健全育成条例違反の疑

那須塩原署は16日、県青いで那須塩原市東三島6丁目、同市厚崎中の臨時教員

2019 年 1 月 17 日　下野新聞朝刊

このような経緯があり、6 月 30 日にお越しいただいた遺族会の会合で今後の対応として登山結果の報告を怠ったり、虚偽報告があった際の対処を回答して頂くようお願いし、議事録に記載させていただきました。

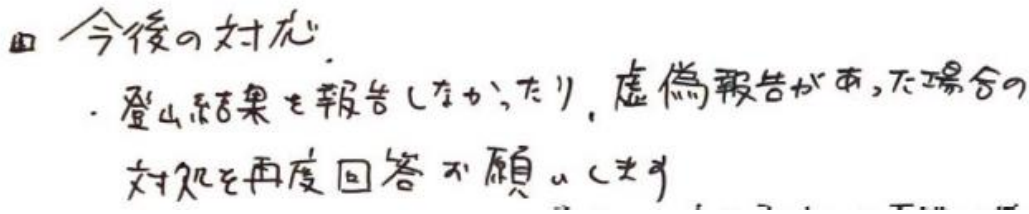

（2019 年 6 月 30 日 那須雪崩事故遺族･被害者の会 議事録より）

その後、再三にわたって進捗を連絡いただくようお願いいたしましたが、反応すらなく、無視されました。やむを得ず質問書として提出させていただきました。

議事録送ります。

以下の点については早急にご回答お願いいたします。

・登山結果を報告しなかったり、虚偽報告があった場合の対処を再度回答お願いいたします。

（2019 年 7 月 1 日 遺族から栃木県教育委員会学校安全課職員へのメールより）

さて、以前教育長にお越しいただいた際にお願いいたしました初任者研修の件ともう１点の件、登山結果に虚偽報告があった場合の対処ですが、その後進捗はいかがでしょうか。

どのように検討し、いつ頃回答いただけるかだけでも連絡いただければ幸いです。

・・・

繰り返しになりますが、どのように検討し、いつ頃回答いただけるかだけでも連絡いただければ幸いです。

８月２０日までに連絡もしくは回答をいただけることを期待いたします。

（2019 年 8 月 4 日 遺族から栃木県教育委員会学校安全課職員へのメールより）

登山計画審査会のご連絡ありがとございます。

ところでこの件は無視ですか？何も連絡がありません。

（2019 年 8 月 23 日 遺族から栃木県教育委員会学校安全課職員へのメールより）

記載間違いや提出忘れを揚げ足取りのように騒ぎ立て、顧問教員にすぐさま処分を下してくださいと言っている訳ではありません。慣れや怠慢によって対応がいい加減になり、再び凄惨な事故が発生してしまうことをただ憂慮しています。

直接的な処分でなくとも「引率教員の引率資格１年間停止」、「該当学校の登山計画審査の半年間停止」といった運用上のペナルティでも緊張感を保たせることは可能かと思います。

凄惨な事故を繰り返さないために、教育長と栃木県教育委員会はどのように考え、どのような対処で顧問教員らを律していくつもりなのか、お聞かせください。